

管理者の資格要件

屋外広告物の管理者の要件は以下のとおりです。

- 1 都道府県、指定都市又は中核都市がおこなう屋外広告物講習会修了者
(県条例第18条の2第2項)
- 2 屋外広告士
- 3 広告美術仕上げに係わる職業指導免許を有し、技能検査に合格し、又は、
職業訓練を終了した者
- 4 屋外広告物講習会修了者等認定者……………(県施行規則第18条第3項)
- 5 建築士の資格を有する者……………(県施行規則第15条第2項)
- 6 電気工事士の資格を有する者……………(県施行規則第15条第2項)
- 7 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
(県施行規則第15条第2項)
- 8 職業訓練で帆布製品に係わるものを終了した者又は職業訓練指導員免許で
帆布製品科に係わるものを受けた者又は技能検定で帆布製品製造に係わるもの
に合格したもの
(県施行規則第15条第2項)

上記の1～8の要件のいずれかに該当すれば屋外広告物の管理者の資格を有
することができます。

(注意)

なお、屋外広告業の登録をしている屋外広告業者は、各営業所にこれらの資格者を設置することとなっています。

【問い合わせ先】

〒893-8501

鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市 建設部 都市政策課 都市計画係

電話0994-31-1130

FAX0994-41-2936